高山市告示第１０５号

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第７条第１項第１０号の規定により、公共工事に関する調査等の発注の見通しに関する事項（変更後）を次のとおり公表する。

令和８年１０月２日

高山市長　　田　中　　明

記

１　公表事項　　⑴　調査等の名称、場所、期間、種別及び概要。ただし、予定価格が２００万円を超えない調査等及び緊急性を要する調査等を除く。
⑵　入札及び契約の方法
⑶　入札を行う時期（随意契約にあっては、契約締結時期）

２　公表方法　　閲覧に供するほか、市ホームページに掲載する。

３　閲覧場所　　高山市役所４階　財務部契約管財課契約検査係

４　閲覧期間　　令和８年１０月２日から令和９年３月３１日まで